

Date: Tue, 15 May 2007 10:30:38 +0900

From: 渉外 担当 <syougai@soumu.go.jp>

Subject: RE: 【異議有り】Re: (総務省)RE: 恩給法の矛盾・国家の誠意等の件

To: '"井上 "' "博道"' <hiromichi@mue.biglobe.ne.jp>

井上様

井上様からいただいた御意見メールについて、お答えします。

一時恩給は、公務員が引き続き一定年数以上（旧軍人の場合、
実在職年数（加算年を除いた実際に在職した年数）3年以上）
勤務し、最短恩給年限に達しないで退職したときに支給される
一時金です。

旧軍人の一時恩給の金額は、「昭和 28 年当時の俸給月額
（兵の場合 5,050 円）」に「実在職年数」を乗じて得た額です。

総務省